

備前市監査委員告示第4号

平成25年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成25年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年4月18日

備前市監査委員 大田 淳 一
備前市監査委員 田原 隆 雄

所 管 部 署	秘書調整課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
番組制作等業務委託について、契約保証人を免除しているが、免除する理由に確たる根拠があるとはいいがたい。備前市契約規則に基づき、適正に事務処理されたい。	本委託業務は、業務の特殊性から同一業者との随意契約を行っています。次年度以降は、委託業者と協議し、また、備前市契約規則に基づき、適正に事務処理を行います。
備前市情報ネットワークシステム保守委託契約について、現場代理人・主任技術者選任届の文中において、当該選任届の提出を規定する条項の記載に誤りが見受けられた。提出を規定する契約書と提出書類に記載される事項とに整合性を図られるとともに備前市契約規則に基づき、適正に事務処理されたい。	次年度以降は、委託業者と協議し、また、備前市契約規則に基づき、適正に事務処理を行います。
郵券等受払簿は整備され、使用しているが、郵券の種類ごとの管理ができていなかった。郵券の種別ごとでの管理を検討され、適正な事務処理に努められたい。	郵券等受払簿を使用し、適正な事務処理に努めることとしています。
交際費使用伺票の訂正に修正テープを使用していた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な事務処理に努められたい。	使用伺票の決裁回覧時に、確認を行い、担当職員には、適正に事務処理を行うよう指導している。
交際費使用伺票の管理について、連番を付して管理しているが、番号の重複や、欠如が見受けられた。再度、管理の方法を検討され、適正な事務処理に努められたい。	使用伺票の決裁回覧時に、確認を行い、担当職員には、適正に事務処理を行うよう指導している。
納品書に検収印が漏れているもの、検収日に誤りがあるものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当職員に、適正に事務処理を行うよう指導している。
物品購入(修繕等)伺書について、決裁年月日、決定欄、検収年月日の記入がないもの、添付の納品書に検収印が漏れているもの、添付の見積書に見積年月日が漏れているものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであること	物品購入後、支払事務と同時に、物品購入(修繕等)伺書の記載等、適正な事務処理を行うよう、担当職員へ指導を行っている。

から、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに、收受時に確認を行い、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	
納品書に納入業者印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当職員に、適正に事務処理を行うよう指導している。
物品購入(修繕等)伺書に不用な請求書が添付されていた。請求書が存することは未払いであることと同義であり、二重払いの可能性を増大させるものである。不用な請求書は速やかに破棄するなど、不正な事務処理の誘発を防ぐとともに、適正な事務処理を行われたい。	本件については、納品書と請求書が一体となったもので、請負業者からは本票のみの提出であったため、本票のコピーを保管したことによります。次回からは、請負業者へ納品書と請求書のそれぞれの提出を求めるように実施いたします。

所 管 部 署	危機管理課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
備前市交通安全対策協議会補助事業交付申請書、備前市防災士育成事業補助金交付申請書、備前市自主防災組織活動事業助成金申請書、備前市防犯灯設置事業補助金交付申請書に收受印がないものが見受けられた。備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理されたい。	事務文書の取り扱いについて、遺漏のないよう周知徹底し、平成26年度実施の補助金交付事務から適正化を図ります。
備前市自主防災組織活動事業助成金交付について、申請書に添付書類が添付されていないもの、訂正印が申請者の印と異なっているもの、交付決定前に物品を発注していたものが見受けられた。備前市自主防災組織活動事業助成金交付要綱に基づき、適正に事務処理されたい。また、交付決定起案について、最終決裁者が違っていた。備前市事務決裁規程に基づき、適正に事務処理されたい。	添付書類の確認をするとともに、申請時の印鑑と訂正印が同様であることの確認をしよう周知しました。また物品の購入については、交付決定通知後に発注するように周知・徹底しました。 起案時の決裁者誤りにつきましては備前市事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うように徹底しました。

所 管 部 署	総務課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
--------	---------

<p>郵券等受払簿について、所属長印が漏れていた。郵券は現金に準ずる金券であることから、適正に事務処理されたい。</p>	<p>郵券は現金に準じる金券であることを再認識し、毎月の残高確認について、翌月の初旬まで所属長の決裁をとるようにしました。</p>
--	---

所管部署	財政課
------	-----

【指摘事項】	措置状況
<p>三石地区財産区の郵券等受払簿について、平成24年度会計事務等説明会において呈示された新様式を使用していなかった。また、郵券等の月末残数の確認ができていなかった。郵券は現金に準ずる金券であることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>備前市会計規則に基づいた事務処理に改善を行いました。</p>
<p>手数料、財産収入、諸収入関係綴の収入集計表の決裁が漏れていた。適正に事務処理されたい。</p>	<p>収入集計表の本来の様式には決裁欄がないことが判明したため、現在は決裁欄のない収入集計表をすべての所属で使用しています。</p>
<p>物品購入（修繕等）伺書について、決裁年月日、決定欄、検収年月日の記入がないもの、納品書が添付されていないもの、伺書に添付されている見積書に見積年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めるよう指導されるとともに収受時に確認を行い、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>修繕については、様式を統一し、物品については記載漏れや見積書の徴取を徹底します。</p>
<p>庁舎案内図修繕について、修繕依頼書による伺いの決裁後、修繕内容が変更となり、増額となっていたが変更されたことについての決裁がなかった。決裁後の修繕費の増減を伴う修繕内容の変更についての事務手続きを検討されたい。</p>	<p>変更の場合は、変更分の修繕依頼書を作成し修繕費の増減に対応します。</p>
<p>物品購入（修繕等）伺書について、伺書に記入されている予定価格が添付されている見積書の金額と違っていた。予定価格は合理的な積算や見積書により記入するなど、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>御指摘の件を調査した結果、物品購入（修繕等）伺書を作成する際に、見積書でなく商品カタログから色違いの商品の品番を転記してしまったため生じたことが分かりました。今後は伺いの作成段階及び決裁時において</p>

	内容を必ず見積書と照合するよう徹底を促しました。
三石財産区特別会計の駐車場用地貸付料領収済通知書について、取扱者印がないもの、但し書きに駐車場番号が未記入のもの、納付期限が設定されていないものが見受けられた。公金の領収に当たっては、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	直ちに未記入部分について記載するように指導を行いました。

所 管 部 署	市民協働課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
郵券等受払簿について、所属長印が漏れていた。郵券は現金に準ずる金券であることから、適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。
備前人権擁護委員協議会助成金について、不用な請求書が保存されていた。請求書が存することは未払いであることと同義であり、二重払いの可能性を増大させるものである。不用な請求書は速やかに破棄するなど、不正な事務処理の誘発を防ぐとともに、適正な事務処理を行われたい。	不用な請求書のため、排紙しました。今後は適正な事務処理を行います。
納品書に検収印が漏れているものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。
物品購入(修繕等)伺書について、決裁年月日の記入がないもの、納品書が添付されていないもの、見積業者名は記入されているが見積書の添付がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであり、見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることから、不備のない納品書、見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。
9月分運行記録の課長印欄に機構改革後の課長が押印していた。適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。

行政財産使用許可申請書に收受印が押印されていなかった。備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。
【指摘事項】 (いんべ会館)	措 置 状 況
いんべ会館業務日誌について、決裁欄に押印のないものが見受けられた。適正に事務処理されたい。	今後は適正な事務処理を行います。

所 管 部 署	保健課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
郵券等受払簿の訂正に修正テープを使用していた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、郵券は現金に準ずる金券であることから、適正に事務処理されたい。	郵券受付簿の処理については、疑義を生じさせぬよう、指導を行いました。
物品購入(修繕等)伺書について、決裁年月日、決定欄、検収年月日の記入がないもの、添付の納品書に検収印が漏れているもの、納入業者印がないもの、納品日の記載がないもの、納品書の添付がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	物品購入の伺処理等については、各担当ごとに行っているため、すべての担当者が適正に執行できるよう、事務処理について指導を行いました。
交際費・食糧費使用伺票について、精算額が印字されているが、伺票を起票する時期と精算する時期は異なることが通常であることに留意され、適正に事務処理されたい。	事務処理については、適正に処理ができるよう、担当者への指導を行いました。
備前市栄養委員会活動補助金交付申請書に收受印がなかった。備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理されたい。	補助金交付の事務処理については、適正に処理ができるよう、担当者への指導を行いました。
備前市栄養委員会活動補助金実績報告書に添付の支払書のうち、領収書に領収年月日がないもの、領収書に宛名がないもの、請求書に業者印がないものが見受けられた。備前市栄養委員会活動補助金交付要綱に基づき、適正に事務処理されるよう備前市栄養委員会へ指導を徹底されたい。	補助金の執行については、適正に事務処理を行うよう、栄養委員会への指導を行いました。

所 管 部 署	こども課
---------	------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>予定価格について、様式中に予定価格の公表の可否についての記載があるが、備前市において当該様式は使用されていないものと確認した。契約担当部署等に確認し、適正な様式での予定価格設定を行われたい。</p>	職員全員に指導済。
<p>行政財産の使用許可書に記載された使用料精算時期が実際の精算時期となっていなかった。使用料については正しく収入できているが、精算時期について使用許可書の内容を実態に合わせて変更されるなど、適正な事務処理を行われたい。</p>	平成26年度から使用許可書に年一括精算で行うことを明記し、収納事務処理を行う。
<p>納品書に検収印が漏れているもの、納入業者印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	職員全員に指導済。
<p>納品書と一緒に保管されていた見積書に見積年月日がないものがあつた。見積書は予定価格や積算の基礎資料となるものであり、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに収受時の確認に適正を期されたい。</p>	職員全員に指導済。
<p>物品購入(修繕等)伺書について、決定欄、検収年月日の記入がないもの、添付の見積書に見積年月日がないものがあつた。見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであることから、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	職員全員に指導済。
<p>公印使用簿について、福祉事務所独自の様式は定めているが、公印管理者の確認欄がなかった。公印の使用に当たっては、不正防止のためにも、備前市公印規則に基づき、適切に承認を受けられたい。</p>	職員全員に指導済。
<p>自動車等運行状況報告について、報告の原本が綴られていたり、報告のコピーがあつたり</p>	職員全員に指導済。

と統一ができていなかった。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正に事務処理されたい。	
自動車運行簿の記入に当たって、修正テープを使用しているもの、行先が不明瞭なもの、プレート番号が未記入のものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。	職員全員に指導済。

所 管 部 署	産業振興課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
物品購入(修繕等)伺書について、予定価格、検収年月日の記入がないもの、決定欄が印字されているもの、決裁日と納品日に整合性がないものが見受けられた。備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	備前市会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。
自動車運行簿の記入に当たって、使用者、行先、内容が未記入のもの、修正テープを使用しているもの、鉛筆書きとなっているものが見受けられた。庁用自動車の実態を把握するため、備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。	指摘以降適正に記入し、整備しています。
地域振興活性化事業補助金(第35回サマーフェスティバル補助金)について、補助事業実績報告書の審査結果欄に記入がなかった。備前市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されたい。	指摘事項は不注意によるものであったことから、今後は実績報告書の受領に際して、審査結果欄を記入し、決裁にまわすよう周知しました。
備前市有害鳥獣駆除事業補助金について、補助金等交付請求書の請求者の住所が誤っていた。申請書と請求書で住所が異なっていることは本当に同一の申請であるかどうか疑念を生じさせることにもなるので、適正に事務処理されたい。	請求書にかかわらず、申請書等の受領に際し、申請者や請求人に誤りがないかを十分確認するように周知徹底しました。
備前市有害鳥獣駆除事業補助金について、有害鳥獣駆除事業補助金交付請求書の添付書類欄がチェック漏れのものが見受けられた。備前市補助金等交付規則に基づき、適正に事務処理されたい。	請求書にかかわらず、文書等の受領に際しては、必要事項の未記入等を十分確認し、受領するように職員に周知しました。

所 管 部 署	まち整備課（架橋建設係）
---------	--------------

【指摘事項】	措 置 状 況
日生頭島線（付帯）工事について、工事出来形管理表の作成担当責任者氏名欄は請負業者が記入、押印する箇所だが記入、押印がなかった。また、照合者欄は監督員が押印する箇所だが、照合者印が押印されていなかった。工事出来形管理表の数値等が訂正されており、出来上がりを確認した書類であることから、本表を作成する意味に留意の上、適正な書類作成をされたい。	出来高管理表の作成担当責任者・照合者の記入・押印漏れ、並びに数値等の訂正について、適正に処理しました。以後、関係書類に不備の無いようにします。
日生頭島線（付帯）工事について、材料検査簿の日付について、様式に時間を記入する欄があるが、記入されていなかった。材料検査簿には実際に時間の記入まで必要ないとのことであるが、必要ないのであれば、検査簿様式の変更を検討されたい。また、請負業者である請負業者の業者印並びに現場代理人である立ち会った検査員の氏名、押印がなかった。材料検査簿を作成する意味に留意の上、適正な書類作成をされたい。	材料検査簿の現場代理人・検査員の記入・押印漏れについて、適正に処理しました。以後、関係書類に不備の無いようにします。
日生頭島線（付帯）工事について、現場代理人等通知書の文中において、当該通知書の提出を規定する条項の記載に誤りが見受けられた。また、技術者の区分表示欄に区分を表す丸印等がなかった。提出を規定する契約書と提出書類に記載される事項とに整合性を図られるとともに、受領の際には不備のない書類であることを確認するなどされ、備前市契約規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。	契約書の記載内容等を、よく確認し、漏れ、誤りなどが無いように、係内で再確認をしました。今後は、契約規則に基づき適正に事務処理を行います。
納品書に検収印が漏れているものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	備前市会計規則に基づき、適正に処理いたします。
自動車運行簿の記入に当たって、行先、経由地等が具体的に記入されていないものが見受けられた。庁用自動車の実態を把握するため、	指摘後、係員に周知・徹底を行い、記録の適正化を図ります。

備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。	
-----------------------------------	--

所 管 部 署	日生総合支所管理課
---------	-----------

【指摘事項】	措 置 状 況
東備港（日生港区）野積場施設管理業務委託について、委託業務完了確認書の訂正に修正テープを使用していた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な文書作成に努められたい。	指摘された事項はその限りであり、その他の確認書については訂正することなく行っています。
東備港（日生港区）野積場施設管理業務委託契約について、各種帳票に記載された契約名が違っていた。契約名称が異なることは、同一の契約か疑念を生じさせる恐れがあることから、適正に事務処理されたい。	指摘を受けた事項は不注意による誤りでありました。平成 26 年度からは一層のチェックを行い適正に処理を行います。
東備港（日生港区）野積場施設管理業務委託の予定価格について、予定価格と見積書比較価格が同額となっていた。契約が直ちに無効となることはないと思慮するが、予定価格の不備は、入札参加業者の信頼を損ね、委託すべき事業の停滞を招きかねないものであるとの認識を持ち、契約に際しての重要事項であることに十分留意され、備前市契約規則に基づき、適正に事務処理されたい。	平成 26 年度からは指摘に基づき事務処理を行います。
市有財産の貸付契約において、契約書に貸付物件の用途を別記物件目録において記載する、と定められているが、別記物件目録に用途の記載がないものが見受けられた。貸し付ける物件の種別や面積のほか、用途を特定することは、市有物件の貸付を決定する重要な事項であることに留意され、適正な事務処理を行われたい。	指摘を受けた事項は不注意による誤りでありました。平成 26 年度からは一層のチェックを行っていきます。
国有林野無償貸付契約書の契約者名に備前市が欠落していた。契約書は、法人格をもつ自治体が契約することになり、発注者と受注者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。	平成 26 年度からは指摘に基づき事務処理を行います。

<p>郵券等の受け払いを電子データとして記録、管理しており、二人体制での確認となっていなかった。郵券等は現金に準ずる金券であることから、使用者と所属長などの確認者などでダブルチェックを行うなど、適正な管理が必要となるが、電子データでの記録、管理では、郵券等の受け払いについて、所属長の確認を受けていたことを証することが難しく、適正な管理が行われていたとはいいがたい。平成24年度会計事務等説明会において呈示された郵券等受払簿の新様式を導入するなど、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>定期監査終了後、直ちに処理簿を作成し対応しております。保管している印紙を使用済後は、支払いが生じた際に購入することとし、保管することのないように改めます。</p>
<p>収入印紙の受払簿が整備されていなかった。収入印紙は郵券と同様に現金に準ずる金券であるとの認識にたち、備前市会計規則に準じた管理を検討され、適正、厳正な管理を行われたい。</p>	<p>定期監査終了後、直ちに処理簿を作成し対応しております。保管している印紙を使用済後は、支払いが生じた際に購入することとし、保管することのないように改めます。</p>
<p>納品書に検収印が漏れているもの、納入業者印、納品年月日がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>定期監査終了後、指摘に基づき事務処理を行っています。</p>
<p>物品購入(修繕等)伺書について、決裁年月日の記入がないもの、決定欄が印字されているもの、鉛筆書きのもの、伺書起票基準額が誤っているものが見受けられた。備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>定期監査終了後、指摘に基づき事務処理を行っています。</p>
<p>自動車運行簿の記入に当たって、使用者と内容が未記入のもの、記入事項が判読できないもの、行先が具体的に記入されていないものが見受けられた。庁用自動車の実態を把握するため、備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。</p>	<p>定期監査終了後、指摘に基づき事務処理を行っています。</p>

<p>所 管 部 署</p>	<p>吉永総合支所管理課</p>
----------------	------------------

<p>【指摘事項】</p>	<p>措 置 状 況</p>
---------------	----------------

<p>八塔寺浄化槽維持管理業務委託契約の本文中の甲乙の記載について、甲は代表者名であり、乙は社名となっており、整合性がなかった。契約書は、委託者と受託者双方合意して定められた条項を誠実に履行するために取り交わす重要な書類であるので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>今年度業務委託分から、委託契約の本文中の甲乙の記載について、甲は備前市長吉村武司とし、乙も有限会社和気環境サービス代表取締役松本公子と改め事務処理を行う。</p>
<p>郵券等受払簿が整備されていなかった。郵券は現金に準ずる金券であるとの認識にたち、備前市会計規則に基づき、郵券等受払簿を整備し、適正、厳正な管理を行われたい。</p>	<p>平成26年1月10日に受払簿を作成し、毎月末に課長決裁を受けている。</p>
<p>納品書に検収印が漏れているものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>検収印漏れは不注意によるもので、十分注意をし備前市会計規則に基づき事務処理を行うように徹底する。</p>
<p>公印使用簿について、取扱責任者の確認欄が空欄となっていた。備前市公印規則に基づき、公印の使用に当たっては、不正防止のためにも適切に承認を受けられたい。</p>	<p>監査での指摘後、備前市公印規則に基づき適切に処理している。</p>
<p>自動車運行簿の記入に当たって、行先と内容が具体的に記入されていないものが見受けられた。備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。</p>	<p>公用車の使用に当たり、運行簿の行先と内容の記載を忘れないよう使用者に記入するように注意喚起し、適正な記録整備に努めている。</p>
<p>【指摘事項】（紅葉会館）</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p>紅葉会館の収納金受領書について、報告者印が漏れているものが見受けられた。また、報告者と決裁者が同一となっていた。適正な事務処理を行うよう努められるとともに、報告者は分任出納員とし、決裁者を課長とし、ダブルチェックができるよう事務手続きの適正化を図られたい。</p>	<p>収納金受領書の報告者印の漏れについては、担当者に押印の確認をするよう徹底した。また、報告者については、分任出納員に改め、決裁者を課長としダブルチェックができるように改めた。</p>
<p>【指摘事項】（三国出張所）</p>	<p>措 置 状 況</p>
<p>三国出張所の郵券等受払簿について、上司などの管理者の定期的な決裁がなかった。郵券は現金に準ずる金券であることから、平成24年度会計事務等説明会において呈示された郵券等受払簿の新様式を導入することを検討するなど、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>毎月末で郵券受払簿を作成し、課長の決裁を受けている。</p>

所 管 部 署	教育委員会生涯学習課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
物件供給（製造）請書について、記載されている遅延料率に誤りがあった。契約締結に際しては、契約内容に誤りがないかを確認し、備前市契約規則に基づき、適正な契約締結を行われたい。	契約書の見直しと担当者への注意喚起を行いました。
予定価格について、様式中に予定価格の公表の可否についての記載があるが、備前市において当該様式は使用されていないものと確認した。契約担当部署等を確認し、適正な様式での予定価格設定を行われたい。	適正な様式の使用について担当者への注意喚起を行いました。
納品書の検収日に誤りがあるものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
納品書に納入業者印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確定する証拠書類となるものであることから、不備のない納品書の提出を求めるよう指導されるとともに備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
物品購入（修繕等）伺書について、決裁年月日、検収年月日の記入がないものが見受けられた。備前市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
自動車運行簿の記入に当たって、内容が未記入のもの、修正テープを使用しているもの、行先、内容が不明瞭なものが見受けられた。庁用自動車の運行実態を把握するため、備前市庁用自動車管理規則に基づき、適正な記録の整備に努められたい。	指摘事項の周知徹底を図りました。
史跡の整備業務委託の見積書に見積年月日が記入されていなかった。見積書は、予定価格や積算の基礎資料となるものであり、不備のない見積書の提出を求めるよう指導されるとともに収受時の確認に適正を期されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。

文化財保護管理業務委託の委託業務完了届の完了年月日が鉛筆書きとなっていた。備前市文書取扱規程に基づき、適正に事務処理されたい。	指摘事項の周知徹底を図りました。
文化財保護管理業務収支決算書に添付されていた領収書は前年度のものであった。備前市文化財保護条例に基づき、適正に事務処理されたい。	領収書の見直しと指摘事項の周知徹底を図りました。
【指摘事項】（青少年育成センター）	措 置 状 況
育成センター業務日誌に決裁が漏れているものが見受けられた。適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
【指摘事項】（加子浦歴史文化館）	措 置 状 況
加子浦歴史文化館の郵券等受払簿について、確認者印が漏れていた。郵券は現金に準ずる金券であることから、適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
加子浦歴史文化館館長印使用簿について、取扱責任者の印はあるが、文書持参者名が未記入のものが見受けられた。備前市公印規則に基づき、適正に事務処理されたい。	担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。
加子浦歴史文化館使用許可申請書の記入に当たって、修正液により使用者名を修正していたものが見受けられた。修正液の使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。また、使用許可申請書に記載されている規則名が違っていた。使用許可申請書には正しい規則名を記載されたい。	指摘事項の周知徹底を図りました。あわせて使用許可申請書の見直しを行いました。
加子浦歴史文化館の業務日誌の記入に当たって、修正テープにより修正していたものが見受けられた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。	指摘事項の周知徹底を図りました。
【指摘事項】（歴史民俗資料館）	措 置 状 況
歴史民俗資料館の郵券等受払簿について、担当者印が漏れているもの、訂正に修正テープを使用しているものがあった。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳	指摘事項の周知徹底を図りました。

<p>に慎まれ、郵券は現金に準ずる金券であることから、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>歴史民俗資料館業務日誌の記入に当たって、修正テープにより修正をしていたものが見受けられた。修正テープの使用は改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録の整備に努められたい。</p>	<p>指摘事項の周知徹底を図りました。</p>
<p>歴史民俗資料館業務日誌に決裁が漏れているもの見受けられた。適正に事務処理されたい。</p>	<p>担当者の不注意とチェック機能が果たされていないことによるものであり、指摘事項の周知徹底を図りました。</p>